

学校の部活動に係る活動方針

岩手県立紫波総合高等学校

1 活動の方針

- (1) 生徒の心身の成長を第一の目的とし、健康管理、事故防止に努め、積極的休養日を設ける。
- (2) 部活動における生徒の自主的・自発的な活動を推進し、より良い人間関係の構築に努めるとともに、各部の目標が達成できるよう最大限の努力をする。
- (3) 競技力や文化的活動を高めるため、効率的且つ効果的な練習を提供し、また、多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- (4) 体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上の休養日を確保し、競技種目や文化活動の分野でそれぞれの特性（大会集中期やオフシーズン等）を考慮しつつ、年間平均で週当たり2日以上の休養日の設定に努める。
- (2) 平常部活動は長くても3時間程度とする。学校休業日に大会参加や練習試合等で3時間以上活動した場合は、翌日に休養日を確保するなど、生徒の健康管理に留意することとする。
- (3) 定期考查1週間前から考查最終日前日までは部活動停止を原則とする。
- (4) 定期考查最終日から1週間以内に大会がある部及び特別の事情が認められる場合については、顧問の申し出により特別活動を認めることがある。

3 活動のきまり

- (1) 部顧問は、年間の活動計画並びに月毎の活動計画及び活動実績を作成し、校内で共有するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供を行うこと。
- (2) 活動場所に危険箇所（施設、用具含む）がないかどうか活動前に確認し、危険と思われる箇所が見つかった時は、管理職・事務室に報告し速やかに修繕すること。
- (3) 平常日の18時以降、休日における活動は必ず部顧問の指導下で行うこと。
- (4) 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えないときは、安全教育を徹底するとともに、活動時の注意事項を事前に生徒に指示すること。
- (5) 望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう休養日を設けること。
- (6) 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者の連絡体制を整えること。また、部活動中に事故が発生した場合は管理職に報告すること。
- (7) 救急搬送が必要な場合、原則として職員が同行すること。

4 その他

- (1) 炎天下における部活動では、活動前、活動中、活動後にこまめに水分及び塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康管理に努めること。
- (2) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分、塩分補給、体温冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- (3) 災害等の影響が出る可能性が高い場合は、活動を自粛すること。